

入札および契約の過程ならびに指名停止等措置に係る苦情の申立て制度

1 苦情の申立てをすることができる者および申立てができる範囲

区 分		苦情の申立てをすることができる者	申立てができる範囲
(1) 制限付き一般競争入札	ア イ以外	A 入札参加資格の審査において入札参加資格がないと認められた者	入札参加資格がないと認めた理由
	イ 総合評価落札方式	B 入札参加資格の審査において入札参加資格がないと認められた者	入札参加資格がないと認めた理由
		C 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者	落札者としなかった理由
(2) 公募型指名競争入札	ア イ以外	D 入札参加申請書を提出した者で、指名されなかったもの	指名しなかった理由
	イ 総合評価落札方式	E 入札参加申請書を提出した者で、指名されなかったもの	指名しなかった理由
		F 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者	落札者としなかった理由
(3) 公募型以外の指名競争入札	G	有資格者(※1)のうち、当該指名競争入札に係る業種区分と同一の業種区分に登録されている者であって、当該指名競争入札に指名されなかったもの	指名しなかった理由
(4) 随意契約	H	有資格者(※1)のうち、当該指名競争入札に係る業種区分と同一の業種区分に登録されている者であって、当該随意契約の相手方とならなかったもの	随意契約の相手方として選定しなかった理由
(5) 指名停止等(※2)	I	指名停止等を受けた者	指名停止等(※2)の内容および理由

※1 契約の申込みの誘引(公告・公表等)の時点で有効な入札参加資格者名簿に登録されている者

※2 高松市病院局指名停止等措置要綱の規定による指名停止または警告もしくは注意喚起

2 苦情の申立てをすることができる期間

(1) 上記の表のAからIまでに掲げる者につき次のとおりです。

区分	苦情の申立てをすることができる期間
A	入札参加資格要件を満たしていない旨の無効通知をした日の翌日(※1)まで
B	入札参加資格要件を満たしていない旨の無効通知をした日の翌日(※1)まで
C	落札者決定の公表を行った日の翌日(※1)まで
D	非指名通知をした日の翌日(※1)まで
E	非指名通知をした日の翌日(※1)まで
F	落札者決定の公表を行った日の翌日(※1)まで
G	入札執行後指名業者名を公表した日の翌日から起算して7日(※2)以内
H	契約締結後契約の相手方を公表した日の翌日から起算して7日(※2)以内
I	指名停止等の通知を受けた日の翌日から起算して7日(※2)以内

※1 その日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日または12月29

日から翌年の1月3日まで（以下、休日）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とします。

※2 休日は算入しません。

(2) 苦情申立書の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

ア (1)の表に定める期間内の上下水道局の執務時間（午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時15分まで）中に苦情申立書を財務管理課に持参により提出します。

イ 次に定めるところにより、郵送で提出します。

(ア) 苦情申立書を封筒に入れて封緘し、当該封筒の表面に「申立書在中」および「親展」の文字を記載し、次の宛先に、上記による提出締切日時までに必着させること。

郵便番号 760-8538

高松市宮脇町二丁目36番1号

高松市民病院事務局総務課

(イ) 一般書留または簡易書留によること。

3 再苦情の申立て

(1) 苦情の申立てに対する回答書を受理した者であって、その回答の内容に不服があるものは、再苦情の申立てをすることができます。

(2) 再苦情申立書の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

ア 苦情の申立てに対する回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日は算入しません。）以内の上下水道局の執務時間（午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時15分まで）中に再苦情申立書を財務管理課に持参により提出します。

イ 次に定めるところにより、郵送で提出します。

(ア) 再苦情申立書を封筒に入れて封緘し、当該封筒の表面に「申立書在中」および「親展」の文字を記載し、2(2)イの宛先に、アによる提出締切日時までに必着させること。

(イ) 一般書留または簡易書留によること。

(3) 再苦情については、高松市入札監視委員会の審議結果を踏まえて、回答します。

4 苦情処理結果の公表

苦情申立てまたは再苦情申立てに対する回答をした場合（却下した場合を除く。）は、当該申立書およびこれに対する回答書を速やかに公表するものとします。ただし、高松市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当すると認められるときは、この限りではありません。